

第142号議案

執行機関である委員会の委員等の報酬の特例に関する条例

執行機関である委員会の委員（教育長に任命された教育委員会の委員を除く。）及び非常勤の監査委員の報酬の額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間において、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行し、平成20年4月分以後の報酬について適用する。